

屋久島町総合自然公園（公園内施設含む） の土地及び施設の利活用に係る サウンディング型市場調査実施要領

令和7年12月
屋久島町 観光まちづくり課

0. 目次

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 調査概要 | 5. サウンディングの手続き |
| 2. 対象用地・施設の概要 | 6. サウンディングの実施概要 |
| 3. スケジュール | 7. サウンディングの留意点 |
| 4. サウンディングの内容 | 8. 問い合わせ先 |

1. 調査概要

(1) 背景

本町は、令和3年3月に策定された屋久島町公共施設個別計画において、個別施設の基本方針として、屋久島総合公園内施設（管理棟、植物展示舎、育苗棟3棟）を廃止する予定としています。また、当該敷地内にある温泉施設「ゆのこのゆ」は、上記計画において所有権移転（売却/譲渡/民営化）基本方針としており、令和7年12月31日に閉鎖する予定となっています。なお、上記計画については廃止を基本方針としていますが、方針決定については住民や議会の合意形成を図った上で決定します。

(2) 調査目的

今後、廃止又は所有権移転となる当該地及び当該地内施設の利活用について、民間事業者の皆様との「対話」や「意見交換」を通じ、市場性の有無、事業手法、公募実施をした場合の成立の可否等を踏まえ、地域活性化に資する具体的な利活用方法の検討を行うため、**事業発案を主な目的としたサウンディング型市場調査**（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

なお、この調査は、公共施設等の利活用に関する可能性を調査するものであり、提案があった内容で必ず売却・譲渡するものではありません。
提案のあった事業内容をもとに、改めて公募等を行う予定です。

2. 対象用地・施設の概要

(1) 立地状況

宮之浦港から車で約9分（約3.8km）、屋久島空港から車で約20分（約14km）、安房港から車で約35分（22.4km）



2. 対象用地・施設の概要

(2) 既存施設の現況

1) 自然公園（舞台・休憩舎・トイレ・駐車場含む）

所在地	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2077番地
建築年度	1991年（経過年数34年）※代表建築年度
延床面積	1627.61m ²
施設概要	都市計画区域内、駐車場（約30台）、野外ステージ、休憩舎
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
利用料金	休憩舎：1時間あたり200円、野外ステージ：1時間あたり300円
管理運営主体	屋久島町



公園駐車場入口



野外ステージ



休憩舎

2. 対象用地・施設の概要

(2) 既存施設の現況

2) 植物園（管理棟・植物展示舎）

建築年度	管理棟：1991年（経過年数34年）、植物展示舎：1993年（経過年数32年）
延床面積	管理棟：68.00m ² 、植物展示舎：48.00m ²
施設概要	都市計画区域内、植物展示、散策路
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
利用料金	大人300円/高校生以下100円 ※町民は無料
管理運営主体	屋久島町



2. 対象用地・施設の概要

(2) 既存施設の現況

3) 植物園（育苗棟）

建築年度	1号棟：1991年（経過年数34年）、2号棟：1992年（経過年数33年） 3号棟：1993年（経過年数32年）
延床面積	1号棟：432.00m ² 、2号棟378.00m ² 、3号棟432.00m ²
施設概要	都市計画区域内、約200種類の植物を育苗、希少種や絶滅危惧種の育苗
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
利用料金	大人300円/高校生以下100円 ※町民は無料
管理運営主体	屋久島町



2. 対象用地・施設の概要

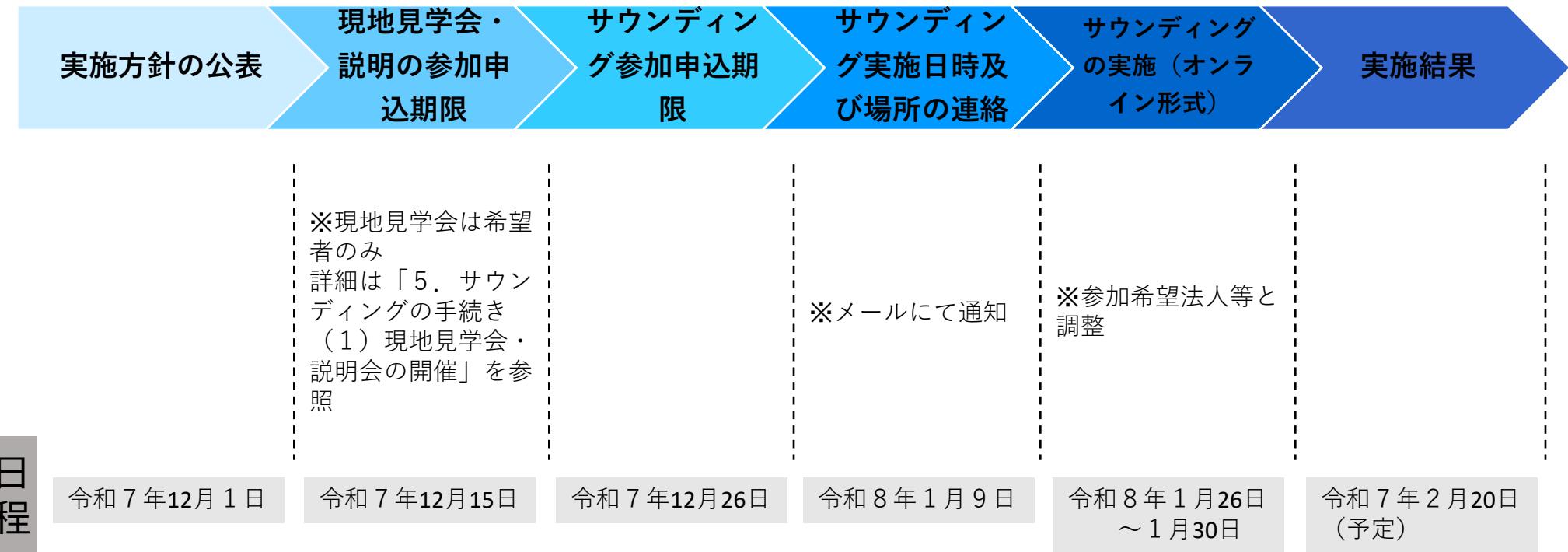
(2) 既存施設の現況

4) 温泉施設「ゆのこのゆ」

建築年度	管理棟：2007年（経過年数18年）
延床面積	81.00m ²
施設概要	都市計画区域内、特殊公衆浴場、浴室2室、脱衣所2室 ※現在は閉鎖中
営業時間	午前12時から午後7時まで
利用料金	町民：大人400円/子供200円/70歳以上300円 町民以外：大人500円/子供200円
管理運営主体	屋久島町



3. スケジュール



4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

屋久島総合自然公園の及び敷地屋久島総合公園内施設（管理棟、植物展示舎、育苗棟3棟、温泉施設）の利活用に関心のある法人又は法人のグループとします。ただし、以下に該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込用紙提出時点で、屋久島町建設工事請負業者の選定及び指名停止に関する規定（平成19年訓令第27号）に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続の決定を受けている若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと
- エ 屋久島町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年告示第10号）第3条に定める暴力団排除措置の対象となる法人
- オ 国税、地方税を滞納している者

4. サウンディングの内容

(2) サウンディングの項目

以下に示す①から⑤までの事項について、サウンディングを行います。

なお、提案にあたっては、「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「屋久島町公共施設等総合管理計画」に定めた考え方を踏まえた上で御提案ください。

質問項目	主な内容
① 事業アイディア	想定される施設用途、導入機能、規模、配置 など
② 事業アイディアを実現するための課題	事業手法、事業採算性 など
③ 既存建物の取扱	改修、解体撤去 など
④ 地域貢献	地元雇用、社会貢活動 など
⑤ その他	行政（屋久島町）に期待すること など

5. サウンディングの手続き

(1) 現地見学会・説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号、希望日時を明記の上、電子メールにて御連絡ください。なお、件名は【現地見学会・説明会参加申込】としてください。

申込受付期間	令和7年12月1日（月）～12月15日（月） 午後5時まで
申込先	shizen@town.yakushima.kagoshima.jp 担当者：屋久島町観光まちづくり課地域振興係 渡辺 晃
見学会・説明会開催日時	令和8年1月8日（木）～1月9日（金） ※各日、午前10時～午後3時に開催します。希望日時を第3希望まで明記ください。
会場	屋久島町総合自然公園内

5. サウンディングの手続き

(2) サウンディングの参加申込

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙の参加申込書に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

申込受付期間	令和7年12月1日（月）～12月26日（金） 午後5時まで
提出書類	別紙1 参加申込書
申込先	shizen@town.yakushima.kagoshima.jp 担当者：屋久島町観光まちづくり課地域振興係 渡辺 晃

6. サウンディングの実施概要

サウンディングは参加者のアイディア及びノウハウ保護のため個別（クローズ方式）に実施します。

実施期間	令和8年1月26日（月）～1月30日（金） 各日、午前10時～午後5時
所要時間	30分～1時間程度
実施方法	Zoomによるオンライン形式を予定。 ※URLは参加申込者に別途、御連絡します。

7. サウンディングの留意点

ア 調査結果の公表

意見・提案の結果（概要）に関して、公表を予定しております。なお、公表の際は意見の提出者の確認・同意を得た上で、事業者名は伏せて町ホームページ及び日本PFI・PPP協会ホームページに公表します。なお、サウンディング手続きに際して、意見の提出者のアイディア等の保護のため、提出者の名称、意見の具体的な内容は原則として非公表とします。

イ 費用負担

本サウンディングへの参加に要する費用は参加者の負担とします。

ウ 参加人数

本サウンディングへの参加人数は、1法人5名程度までとします。

エ 意見・要望等の取り扱い

本サウンディングでの意見や提案内容については、今後、事業の実施に必要な諸条件を検討・整理していく際の参考としますが、必ず反映されるものではありません。

オ 事業者募集時の優位性

今後予定している本事業に関する事業者募集時において、本サウンディングの参加実績が評価の際に優位性を持つものではありません。

カ 本事業に関する追加の質問等

本サウンディング終了後に必要に応じて、追加の質問等を書面又はヒアリングにて確認させていただくことがあります。その際には、御協力のほど、よろしくお願ひします。

8. 問い合わせ先

屋久島町 観光まちづくり課 地域振興係
担当：渡辺 晃

郵便番号：891-4292

住 所：鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電 話：0997-43-5900（内線：233）

メ ー ル：shizen@town.yakushima.kagoshima.jp